

平成29年度 事業推進概要

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

昨年1月、京都の指定暴力団六代目会津小鉄会は、七代目襲名を巡って分裂し、分裂した会津小鉄会組織の双方に、六代目山口組と神戸山口組が後ろ盾となり、代理戦争の様相を呈し、いつ抗争事件が発生してもおかしくない状態であります。

地元暴力団である会津小鉄会のこのような動きに対して、京都府暴力追放運動推進センターでは、抗争事件を未然に防止するため、設立以来初めてとなる適格都道府県センター制度を利用し、組事務所が所在する住民からの委託を受けて、事務所使用禁止等仮処分命令の申立を行い、その申立が全面的に認められる決定が出され、市民生活の安全と平穏の確保に努めることができました。

警察の厳しい取り締まりや暴排活動の強化等により、暴力団員は、年々減少傾向にあります。暴力団員はこれまでの伝統的な資金獲得活動に加えて、特殊詐欺事件への介在などに対応して、一層多様化・巧妙化し、市民生活の安心・安全が脅かされています。

京都府暴力追放運動推進センターは、警察、弁護士、関係機関、さらには地域住民等との連携強化を図り、事業活動である暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動、支援活動等の各種事業活動に取り組んでまいりました。

今後も暴力団排除意識の高揚を図り、府民の皆様からの信頼が益々高まる公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターとして、平成30年度の事業活動を進めていきます。

第1号議案

平成29年度「事業報告」及び「収支決算」について

I 事業報告

1 広報啓発活動

(1) 広報資料等の作成配布

- 講習・講演・各種協議会での暴排活動広報紙としての、機関誌（会報）
 - ・ 暴排冊子「企業対象暴力の現状と対策」・チラシの利用
- 各種協議会支援活動の活性化を図るための暴排活動広報紙として、リーフレットの配布
- K B S 京都ラジオ放送を利用した「暴排運動」広報
- 賛助会研修会における広報啓発チラシ等の配布
- 府民大会での「暴排運動」における
 - ・ 京都駅地下（通称コトチカ）デジタルサイネージ（ビジョン）の電照広告による暴力団等反社会的勢力排除運動広報
 - ・ 地下鉄四条駅における大型ポスターの掲示
 - ・ 暴排啓発グッズ「メガネ拭き」
 - ・ 府民大会実施のチラシ
- 京都府警察本部及び東山暴力犯対策協議会等との合同による中心繁華街での暴力団排除広報啓発活動でのチラシ・マスク等の配布
- 責任者講習受講者用配付資料（パンフレット等）
 - ・ 不当要求防止責任者教本 (1,500部)
 - ・ 企業対象冊子「企業対象暴力の現状と対策」 (1,000部)
 - ・ 一般対象冊子「暴力団情勢と対策」 (1,000部)
 - ・ 共通一般パンフレット「民暴相談のしおり」 (1,000部)
- ポスターの作成配布
 - ・ 会報 (500部)
 - ・ 暴追標語入2018年カレンダー（暴力追放） (1,000部)
 - ・ 広報用 チラシ 7種類 (各1,000枚)
 - ・ 広報用リーフレット (500部)
- 講習・広報等啓発グッズ
 - ・ 不当要求防止ラベル (1,000部)
 - ・ ポケットティッシュ・マスク・ホッカイロ等
- パンフレット・ビデオ・暴排グッズの作成配布・貸出
- 地下鉄四条駅デジタルサイネージ利用の「三ない運動プラス1」を中心とした暴排運動推進の電照広告。

(2) 暴排資料の配布等

京都府・京都市暴排条例施行に伴い、暴排ビデオ・のぼりの貸出しやパンフレット・チラシ・暴排グッズ等を地域・職域研修会及び各種会合等におい

て、配布するなど広報啓発活動に努めた。

(3) 警察本部とタイアップした広報啓発活動

京都府警察音楽隊・カラーガード隊「ミュージックパトロール」コンサート(6月11日)を利用し、チラシ・啓発メモ帳を配布し暴排運動高揚を図った。

(4) 「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」の開催

11月1日、「京都テルサホール」において、府内の市町村・各暴力追放対策協議会メンバー・企業及び暴力団排除活動に熱意のある一般市民等約600名の参加を得て、第1部の式典「表彰・大会宣言等」と第2部の京都弁護士会和田敦史弁護士による

「暴力団排除の現状と今後の課題～組事務所排除を中心に～」

の記念講演を催した。

(5) 各地域・職域「暴力追放大会」等への参加と支援活動

地域・職域暴力対策協議会設立及び自治体の暴追大会、総会、研修会等には専務理事、上原事業課長が可能な限り積極的に参加し、京都府警察本部組織犯罪対策第二課と連携のもと暴力排除講演・資料の提供等の支援を行うとともに暴排意識の高揚に努めた。

(6) 暴力団排除広報啓発活動

京都府警察本部及び東山地区暴力犯対策協議会等との合同による広報啓発活動を12月5日中心繁華街である祇園・木屋町地域において実施した。

(7) 大相撲京都場所の後援

10月15日島津アリーナで実施された、大相撲京都場所において、暴排活動を実施して、暴力団の介入を阻止した。

(8) 主要な行事等参加支援状況

- 京都地区企業防衛対策協議会総会 (4月)
- 遊技業暴力対策協議会総会 (4月)
- 京都府建設業暴力追放協議会通常総会 (5月)
- 三者協定会議 (5月)
- 犯罪被害者支援連絡協議会 (5月)
- 亀岡市暴力追放協議会 (6月)
- 銀行警察連絡協議会 (6月)
- 東山地区暴力犯対策協議会 (6月)
- 川端暴力犯対策協議会 (6月)
- 京都府庁開庁記念行事参加 (6月)
- 下京地域暴力対策協議会総会 (6月)
- 京都建設業暴力追放協議会定時総会 (6月)
- 京都府警備業協会暴力対策協議会 (6月)
- 生命保険警察連絡協議会総会 (7月)
- 京都府自動車販売店暴力排除対策協議会総会 (8月)
- 犯罪被害者遺族講演会 (9月)

- 大相撲京都場所暴排活動 (10月)
- 京都府証券警察連絡協議会総会 (10月)
- 東山警察署を中心とした「中心繁華街」の暴排ローラー (12月)
- 京都ホテル協会暴力団排除協議会 (2月)
- 少年被害者支援研究分科会 (2月)
- 不動産取引における暴力団等排除定時総会 (1月)
- 京都府ゴルフ場暴力団・防犯対策協議会 (1月)
- 交通被害者支援連絡会議 (2月)
- 京都府立医科大学責任者講習会 (2月)
- 左京区保護士会講演 (3月)
- 少年被害者支援研究分科会 (3月)
- 伏見署少年係「犯罪に結びつく一步を防ぐために」 (3月)
- 京都市生活保護不正受給会議 (3月)

2 組織活動の支援

(1) 暴力団事務所に対する使用禁止等仮処分命令の申立事件

指定暴力団六代目会津小鉄会心誠会事務所に対する使用禁止等仮処分命令の申立事件については、適格都道府県センター制度に基づき、京都市伏見区深草西浦町の住民からの委託を受け、昨年6月22日当センターが仮処分命令の申立を行った。

その結果、三回の審尋を経て、昨年9月1日申立内容が全て認められる決定が出された。

(2) 大会、総会、研修会等を通じた支援

全国暴力追放運動中央大会(11月)に参加した他、地域・職域暴排組織が開催する各種暴排協議会等に専務理事・事業課長・総務課長等が積極的に参加し暴排講演・配布資料提供等の支援を行った。

また、各業界に対して「暴力団の介入を防止するため(暴排条項)」の冊子等を組織支援活動の一環として関係各社に配布した。

(3) 不当要求防止責任者に対する支援

新しく選任された不当要求防止責任者講習については、対応要領等を身につける絶好の機会であることから、受講者と関連のある理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った他、民暴委員会弁護士による講演を行い、実際に取り扱う個々の事案について個別に質問が寄せられた場合には、その都度具体的な指導と支援を行った。

(4) 京都府暴力追放功労表彰(11月1日京都テルサホール於)

- 京都府暴力追放功労表彰

「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」

において、地域、職域で暴排活動を積極的に推進し、多大な功労があった個人……弁護士 向井 裕美

団体……京都市生活保護暴力団排除対策連絡協議会

に、京都府暴力追放運動推進センター会長(京都府知事) 京都府警察本部

長連名の表彰状が授与された。

○ 近畿ブロック暴力追放功労表彰

近畿地区において特に功労があり、その活動の模範となる団体及び個人に贈られる表彰であり、

個人……弁護士 西村 幸三

団体……京都府警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会
に近畿管区警察局長と近畿ブロック暴力追放運動推進センター会長である大阪府知事の連名表彰状が授与された。

(5) 賛助会員等に対する反社会的勢力からの被害防止セミナーの開催

賛助会員等対象に、平成29年8月29日「京都センチュリーホテル」において開催し、京都府警察本部組織犯罪対策統括室室長の講演「暴力団情勢について」及び「反社会的勢力との関係遮断」をメインテーマに京都弁護士会民暴非弁取締委員会・京都府警察本部刑事部理事官・当センター専務理事等によるパネルディスカッションを実施した。

3 相談活動

(1) 相談所の開設

○ 常設相談所

センター事務所において、土・日・祝日を除く毎日、暴力相談を開設（午前9時～午後4時まで）している。

○ 京都府下舞鶴市役所市民相談課主催の「困りごと相談所」を年4回開催しており、舞鶴警察署員の応援を得て当センター相談員を派遣し、

平成29年5月26日 舞鶴市西駅交流センター

平成29年5月27日 赤れんが2号館東コミュニティセンター

平成29年11月24日 赤れんが2号館東コミュニティセンター

平成29年11月16日 舞鶴市西駅交流センター

において「暴力相談所」を設けて対応した。

(2) 相談活動状況

※平成29年度

	相談受理状況 301件 (前年同期対比 -44件)	
相談方法	電話	134件 (-27件)
	面接	143件 (-12件)
	インターネット等	24件 (-5件)
対象別件数	暴力団員	17件 (-2件)
	右翼標榜者	0件 (-0件)
	不明	284件 (-42件)
相談内容	暴力的不当要求行為	0件 約 0%
	刑法等の罪に関するもの	10件 約 3.3%

	暴力団事務所関係	0件 約 0%
	離脱・加入強要等	2件 約 0.7%
	その他	289件 約 97.0%

(3) 相談活動等に対する広報

京都府・各市町村等発行の広報紙及びセンター発行の暴力相談チラシ（7種）を配布し広報に努めた。

4 少年対策事業

(1) 支援活動

7月2日、島津アリーナ京都（京都府立体育館）で開催の「第39回少年を明るく育てる京都大会」主催（京都府少年補導連絡協議会）に協賛支援した。

(2) 平成30年3月27日少年被害者研修会に出席し、少年の薬物犯罪の現状等について説明した。

5 救済事業

(1) 見舞金等支給状況

会津小鉄会心誠会事務所や藤武事件などの訴訟支援を受けた「暴力団被害者救済基金」へ10万円を支援した。

(2) 京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会

京都府・刑務所・京都労働局・京都府警察等関係機関と連携した暴力団離脱者に係る社会復帰対策協議会を開催した。（9月13日京都保護観察所）

(3) 京都刑務所からの依頼による暴力団関係の被収容者に対する暴力団離脱指導で、4月12日、8月21日、11月27日の3回にわたって講演等を行った。

6 研修活動等

(1) 暴力追放相談委員研修会

平成29年5月10日、東京グランドヒル市ヶ谷において全国暴力追放運動推進センターが主催する「暴力追放相談委員研修会」に参加した。

(2) 近畿ブロック暴力追放推進センター連絡協議会定例会議等

10月13日、近畿管区警察局において、同連絡協議会の開催に参加し、意見交換等研修を行った。

(3) 他府県暴力追放大会等への参加

○ 近畿府県実施の暴力追放大会

- ・ 滋賀県 10月18日 平成29年度暴力追放滋賀県民大会
(大津市民会館)
- ・ 大阪府 11月2日 第25回暴力追放府民大会
(大阪国際文化交流センター)
- ・ 兵庫県 11月8日 第25回暴力追放兵庫県民大会
(神戸文化ホール)
- ・ 和歌山県 11月9日 平成29年度和歌山県民大会
(和歌山市民会館)

○ 全国暴力追放大会等

- ・ 石川県 7月14日 第86回暴力追放大会
(石川県立音楽堂邦楽ホール)
- ・ 東京都 11月24日 民事介入暴力対策全国拡大協議会東京
(東京ビッグサイト)
- ・ 東京都 11月28日 平成29年度全国暴力追放運動中央大会
(明治記念会館)

(4) 全国専務理事等研修会

平成29年9月8日、東京グランドヒル市ヶ谷において全国暴力追放運動推進センターが主催する「暴力追放運動推進センター専務理事・事務局長研修会」に参加した。

会議において、京都における「六代目会津小鉄会心誠会事務所に対する使用禁止等仮処分命令申立事件」の事例発表を行った。

7 受託事業

平成23年4月1日「京都府暴力団排除条例」施行に伴い、関連がある理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った。

(1) 実施回数

	平成29年度	平成28年度	前年同期対比
実施回数	40回	36回	+4回
受講人員	2400	1,781人	+619人

(2) 講習種別と実施回数等

種別	回数 (前年同期対比)	受講人員 (前年同期対比)
選任時講習	28回 (+2)	1680人 (+528)
定期講習	12回 (+2)	720人 (+91)
臨時講習	0回 (±0)	0人 (±0)
計	40回 (+4)	2400人 (+619)

(3) 職業別受講人員

公務員	交通運輸	金融業等	その他	計
367人 (+96)	76人 (+19)	174人 (+57)	1783人 (+447)	2400人 (+619)

凡例 () は、前年対比

※ その他は、建設業等（建設・土木・電気業等）、小売業、飲食業、行政書士、ホテル旅館等

(4) 使用教材等

- 不当要求防止責任者教本(実務編・法令編・対応編)
- 講習用資料パンフレット等
 - ・ 民暴相談のしおり
 - ・ 行政対象暴力の現状と対策
 - ・ 暴力団情勢と対策
 - ・ 企業対象暴力の現状と対策
- 暴排ビデオ等の効果的活用
 - 「不当要求の手口と対応あなたならどうする？」 「解説 暴排条例」
 - 「不当要求・クレームへの初期対応」「暴排のシナリオ」「鉄の砦」
- 受講修了書等の交付（配布）
 - ・ 受講修了書（選任時講習受講修了書・定期講習受講修了書）
 - ・ 「不当要求防止責任者選任事業所」プレート

8 その他

- (1) 京都府警察・京都弁護士会・京都府暴力追放運動推進センターの各関係者が、指定暴力団六代目会津小鉄会心誠会事務所に対する使用禁止等仮処分命令の申立を行うための、三者間での適切な連携を図るため「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定（三者協定）」に基づき、平成29年5月17日当センターにおいて三者協定研修会を開催した。
- (2) また、6月30日日本弁護士連合会主催の「第87回民事介入暴力対策京都大会」について、京都弁護士会、京都府警察、京都府暴力追放運動推進センターの各関係者が、京都弁護士会館において、全国大会に向けての三者間の適切な連携を図るため三者協定研修会を開催した。